

屋久島町クリーンサポートセンター
運営管理業務委託公募型
プロポーザル募集要項

令和7年4月

屋久島町

目 次

第 1 節	目的と定義	1
第 2 節	業務の概要	1
第 3 節	業務内容	2
第 4 節	契約締結に至るまでのスケジュール	4
第 5 節	審査委員会の設置	4
第 6 節	審査参加者に関する条件	4
第 7 節	参加資格審査	7
第 8 節	代表企業及び構成員の役割の変更の制限	7
第 9 節	応募に関する手続き	7
第 10 節	応募に関する留意事項	14
第 11 節	業務条件	15
第 12 節	提案書類の審査	17

第 1 節 目的と定義

この募集要項（以下、「本書」という。）は、屋久島町（以下、「発注者」という。）が「屋久島町クリーンサポートセンター運営管理業務委託」（以下、「本業務」という。）を発注するにあたり、特定受託候補者（以下、「受注者」という。）を公募型プロポーザル方式により募集及び特定を行う。この要項は審査等に参加しようとする者（以下、「応募希望者」という。）に配布するものであり、参加者は本書の内容を踏まえ、審査等に必要な書類を提出するものとする。

なお、本書に併せて別途配布する要求水準書、受託候補者特定基準書、様式集等も一体の資料とみなし、「審査説明書類」と定義する。

第 2 節 業務の概要

(1) 委託業務の名称

屋久島町クリーンサポートセンター運営管理業務委託

(2) 発注者

屋久島町

(3) 委託業務の場所

鹿児島県熊毛郡屋久島町 地内

(4) 施設概要

1) 施設名 屋久島町クリーンサポートセンター

2) 施設の概要

【焼却施設】

① 炉 形 式 間欠運転式焼却炉（ストーカ式）

② 処理能力 10t/12h×1 炉

【リサイクル施設】

① 方 式 破碎・選別・貯留方式

② 処理能力 8t/5h

【最終処分場】

① 方 式 被覆型

(5) 受託候補者の特定方法

本業務の受注者の決定にあたっては、提案内容ほか見積金額を加えて総合的に評価し、受託候補者を特定する「公募型プロポーザル方式」とする。

第 3 節 業務内容

本業務は、屋久島町クリーンサポートセンターにおいて、日常の運営等業務を行うものであり、本業務委託期間において、契約不適合責任期間に係る適切な運営維持管理を行うとともに、受注者の創意工夫のもと、サービスの水準を確保しつつ効率的な運営管理を行うものとする。

(1) 履行期間等

業務準備期間及び履行期間は次のとおりとする。

① 業務準備期間

契約締結日の翌日から令和 7 年 10 月 31 日まで

② 履行期間

令和 7 年 11 月 1 日 ～ 令和 10 年 10 月 31 日（3 年間）

(2) 業務範囲

- 1) 運営管理業務（対象施設：焼却施設、リサイクル施設）
- 2) 保守管理業務（対象施設：焼却施設、リサイクル施設）
- 3) 廃棄物管理業務（対象施設：焼却施設、リサイクル施設）
- 4) 焼却灰受入・搬出業務（対象施設：最終処分場）
- 5) その他業務（対象施設：焼却施設、リサイクル施設、最終処分場）

(3) 受注者の収入

本業務における受注者の収入は、受注者が実施する屋久島町クリーンサポートセンターの運営管理業務の対価として発注者から支払われる委託料とする。委託料は、固定費で構成される。

なお、業務準備に関し必要な費用は、すべて受注者の負担とする。

(4) 法令等の遵守

本業務においては、以下の法律等を遵守すること。

- 1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 2) 公害関係法令
- 3) 建築基準法、消防法及び関係法令
- 4) 地方自治法
- 5) 労働基準法、労働安全衛生法及び関係法令
- 6) 屋久島町の条例及び規則
- 7) その他関連する法令、条例、規則等

(5) 履行期間終了時の取扱い

履行期間終了後も屋久島町クリーンサポートセンターを継続的に使用する計画である。受注者は、履行期間終了時における屋久島町クリーンサポートセンターの状態が、廃棄物の適正処理に支障がない状態に保たれるよう本業務を実施すること。

(6) 事務局

本業務の事務局は次のとおりである。

- ・担 当 : 屋久島町 生活環境課 廃棄物対策係
- ・住 所 : 〒891-4292 鹿児島県熊毛郡屋久島町小瀬田 849 番地 20
- ・電 話 : 0997-43-5900 (内線 134)
- ・F A X : 0997-43-5905
- ・メールアドレス : kankyo@town.yakushima.kagoshima.jp

第 4 節 契約締結に至るまでのスケジュール

本業務の契約締結に至るまでのスケジュールは、次のとおり予定している。ただし、応募状況や審査委員会の審査進捗状況等により、予定を変更する場合がある。

※ただし、土日、祝日の受付等は行わない。

プロポーザル公告開始	令和 7 年 4 月 21 日（月）
参加資格審査申請書（第1回）に関する質疑受付（資格条件等）	令和 7 年 4 月 21 日（月）～25 日（金）
参加資格審査申請書（第1回）に関する質疑への回答	令和 7 年 5 月 2 日（金）
参加資格審査申請書の受付	令和 7 年 5 月 7 日（水）～9 日（金） 16 時まで
参加資格審査結果の通知	令和 7 年 5 月 16 日（金）
参加資格審査結果に関する説明要求受付	令和 7 年 5 月 19 日（月）16 時まで
参加資格審査結果に関する説明要求への回答	令和 7 年 5 月 21 日（水）
現地確認受付	令和 7 年 5 月 22 日（木）～23 日（金）
現地確認日程	令和 7 年 5 月 27 日（火）～28 日（水）
要求水準書及び現場、提案書（第2回）に関する質疑受付（提案内容等）	令和 7 年 5 月 29 日（木）～30 日（金）
要求水準書及び現場、提案書（第2回）に関する質疑への回答	令和 7 年 6 月 10 日（火）
審査書類、見積書の提出	令和 7 年 7 月 10 日（木）16 時まで
技術ヒアリングの実施	令和 7 年 7 月下旬
受託候補者の特定（通知）	令和 7 年 7 月下旬
契約詳細の交渉	令和 7 年 7 月下旬
契約の締結	令和 7 年 7 月下旬

第 5 節 審査委員会の設置

発注者では受託候補者の決定にあたり、屋久島町クリーンサポートセンター運営管理業務プロポーザル審査委員会（以下、「選定委員会」という。）を設置している。なお、審査会
は非公開とする。

第 6 節 審査参加者に関する条件

応募希望者は、以下の参加資格要件をすべて満たすこと。

(1) 応募希望者の構成等

- 1) 応募希望者は、単体企業(以下「応募企業」という。)または複数の企業によって構成される共同企業体(以下「応募共同企業体」という。)とする。なお、応募共同企業体を構成する企業(以下「構成員」という。)が本業務を遂行する上で果たす役割等を明らかにするものとする。

応募共同企業体は、構成員の中から下記「(3)代表企業の参加資格要件」を満たす者を代表となる企業（以下「代表企業」という。）として定めるとともに当該代表企業が応

募手続きを行うものとする。

- 2) 応募共同企業体の代表企業以外の構成員については屋久島町内に本社・本店を有する企業とする。
 - 3) 構成員の企業数の上限は任意とするが、構成員は本業務の実施に関して、それぞれ適切な役割を担うものとし、資格審査申請書類の提出時に、構成員が本業務において果たす役割を明らかにすること。
 - 4) 資格審査申請書類の提出以降は、応募共同企業体の構成企業の変更は原則として認めない。
 - 5) 応募共同企業体の構成員は、他の応募希望者の構成員になることはできない。
 - 6) 応募共同企業体による応募の場合は、委託業務共同企業体協定書を提出すること。
- (2) 応募企業または応募共同企業体の構成員は次の参加資格要件を満たさなければならない。
- 1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
 - 2) 屋久島町競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
 - 3) 指名停止基準による指名停止を受けていない者であること。
 - 4) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立て、または同法附則第 3 条の規定により、従前の例によることとされる破産事件に係る同法施行による廃止前の破産法（大正 11 年法律第 71 号）に基づく破産申立てがなされている者でないこと。また、破産者で復権を得ない者でないこと。
 - 5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）または旧会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づく更生手続きの開始がされている者でないこと。
 - 6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
 - 7) 会社法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条の規定に基づく整理開始の申立て、または通告を受けた者でないこと。
 - 8) 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
 - 9) 法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。また、構成員となる屋久島町内事業者に限っては、屋久島町内で支払われる税及び使用料等を滞納している者でないこと。
 - 10) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づく罰金刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者でないこと。
 - 11) 役員等（役員または支店もしくは常時請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下、この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成

3 年法律第 77 号。以下、「暴対法」という。) 第 2 条第 6 号に規定する暴力団員 (以下、この号において「暴力団員」という。) であると認められる者でないこと。

12) 暴力団 (暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下、この項において同じ。)

または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者でないこと。

13) 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしたと認められる者でないこと。

14) 役員等が暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与する等直接的または積極的に暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与していると認められる者でないこと。

15) 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者でないこと。

16) 下請契約または資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が 11) から 15) までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められる者でないこと。

17) 発注者が本業務に係る発注支援業務等を委託している者と資本面あるいは人事面において関連がある者でないこと。なお、「資本面において関連のある者」とは、総株主の議決権の 100 分の 50 を超える議決権を有し、またはその出資の総額の 100 分の 20 を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。なお、本業務において支援業務等を行う者は、以下のとおりである。

・株式会社 環境技術研究所

(3) 代表企業の参加資格要件

1) 本業務を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有している者であること。

2) 地方公共団体発注による廃棄物処理施設 (ごみ処理施設、リサイクル施設、最終処分場) の運転管理業務の元請実績を有しているものであること。

3) 鹿児島県内に契約の締結等を含め委任されている本社、本店、支社、支店、営業所のいずれかを有し、緊急時における対応が速やかにできる体制が整っていること。

(4) 技術者の配置に係る参加資格要件

廃棄物処理施設技術管理者 (ごみ処理施設、リサイクル施設、最終処分場) の資格をそれぞれ有し、廃棄物処理施設 (焼却施設または炭化施設、リサイクル施設、最終処分場) の運転管理業務の経験を有する技術者を応募企業 (応募共同企業体にあつては代表企業または構成員) の中から配置できること。

なお、資格および実務経験については、それぞれの資格・経験を有する複数人の実績を可とする。

第 7 節 参加資格審査

屋久島町は、応募希望者の備えるべき参加資格要件を確認する資格審査を行う。

- (1) 参加資格確認基準日は、資格審査申請書類の受付日とする。
- (2) 参加資格確認基準日の翌日から受託候補者決定日までの間、応募希望者が参加資格要件を欠くような事態が生じた場合、発注者は当該応募希望者を受託候補者決定のための審査対象から除外する。ただし、構成員が参加資格を欠くような事態が生じた場合で、当該応募希望者が、参加資格を欠いた構成員に代わって、資格要件を満たす構成員を補充し、発注者が参加資格を確認の上、業務契約締結後の本業務の遂行に支障をきたさないと判断した場合は、当該応募希望者の参加資格を引き続き有効なものとして取り扱うことができるものとする。なお、この場合の補充する構成員の参加資格確認基準日は、当初の構成企業が参加資格を欠いた日とする。
- (3) 受託候補者決定日の翌日から業務契約の締結までの間、受託候補者が参加資格を欠くような事態が生じた場合、原則として発注者は受託候補者と委託契約を締結しない。この場合において、発注者は受託候補者に対して一切の費用負担を負わないものとする。
- (4) 参加資格のない者がした応募、資格審査申請書類または提案書類に虚偽の記載をした者がした応募は、失格とする。

第 8 節 代表企業及び構成員の役割の変更の制限

応募共同企業体が本業務の受託候補者となった場合、履行期間終了まで、代表企業及び構成員の役割の変更及び追加等は、発注者の事前の承諾がある場合を除き認めない。

第 9 節 応募に関する手続き

- (1) プロポーザルの公告

プロポーザルに参加するために必要な資格及び条件、作業内容その他必要な事項について、屋久島町のホームページに掲載し、公告するものとする。

ダウンロード場所 屋久島町ウェブサイト

→「・屋久島町クリーンサポートセンター運営管理委託にかかる受託候補者を募集します」

ダウンロード期間 この公告の日から令和 7 年 5 月 9 日（金）まで

- (2) 参加資格審査

- 1) 参加資格審査申請書の受付

参加資格審査申請は、次に示すとおり 3 部を提出すること。

- a. 受付期間 : 令和7年4月21日(月)～令和7年5月9日(金)
- b. 受付時間 : 9時～16時(ただし、12時から13時除く)
- c. 提出先 : 屋久島町 生活環境課 廃棄物対策係
- d. 提出方法 : 持参または郵送(令和7年5月9日(金)16時必着)
- e. 様式 : ○参加申込書(様式2号)
○参加資格審査申請書(様式3号)
○事業者概要書(様式4号)
○運転管理業務の業務実績調書(様式5号)(委託契約書:写し可、履行証明等、業務内容が確認出来る書類)
○配置予定技術者の資格及び業務実績書、社会保険被保険者証の写し(様式6号)
○共同企業体の場合は企業体協定書の写し(任意様式可。参考様式添付)
- f. 添付資料 : ○国税の納税証明書(法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書(その3の3)(写し)(直近3ヶ月以内のものとする。共同企業体の場合は構成員の全て提出すること。))
○都道府県税の納税証明書(未納のない証明で可)
※取引に関する権限を支店等に委任している場合は、当該支店等の所在地の都道府県が発行するもののみで可。共同企業体の場合は構成員の全て提出すること。
○市区町村税(未納のない証明で可)
※取引に関する権限を支店等に委任している場合は、当該支店等の所在地の都道府県が発行するもののみで可。共同企業体の場合は構成員の全て提出すること。
○屋久島町内事業者に限っては、屋久島町内で支払われる税及び使用料等の未納のない証明書
○財務諸表(直近2年事業年度についての、「貸借対照表」、「損益計算書」及び「株主資本等変動計算書」及び「注記表」)
共同企業体の場合は構成員の全て提出すること。
○会社パンフレット
共同企業体の場合は構成員の全て提出すること。

2) 参加資格審査申請書に関する質疑受付(1回目)

参加資格審査申請書の内容等に関する質問を受け付ける。なお、第1回目については参加資格審査申請に関する質問のみとする。

- a. 受付期間 : 令和7年4月21日(月)～令和7年4月25日(金)(第1回)
- b. 受付時間 : 9時～16時(ただし、12時から13時除く)
- c. 提出先 : 屋久島町 生活環境課 廃棄物対策係

- d. 質疑方法 : 電子メール（送信後電話にて受信確認を行うこと。）
提出にあたって使用するソフトは、「Excel」
（Windows 版）とする。
- e. 様 式 : 質疑書（様式第 1 号）

3) 参加資格審査申請書に関する質疑への回答

- a. 回 答 日 : 令和 7 年 5 月 2 日（金）（第 1 回）
- b. 回答方法 : 全応募希望者に対してメールにて回答する。

4) 参加資格審査結果の通知

- a. 通 知 日 : 令和 7 年 5 月 16 日（金）
- b. 通知方法 : 全応募希望者に対してメール及び郵送にて結果を通知する。
参加資格審査通過者（以下、「参加資格者」という）に契約書（案）
を送付する。

5) 参加資格審査結果に関する説明要求受付

参加資格審査結果についての説明を求める場合は、次に示すとおり書類を提出すること。

- a. 受付期間 : 令和 7 年 5 月 16 日（金）～令和 7 年 5 月 19 日（月）
- b. 受付時間 : 9 時～16 時（ただし、12 時から 13 時除く）
- c. 提 出 先 : 屋久島町 生活環境課 廃棄物対策係
- d. 提出方法 : 電子メール（送信後電話にて受信確認を行うこと。）
- e. 様 式 : 任意様式

6) 参加資格審査結果に関する説明要求への回答

- a. 回 答 日 : 令和 7 年 5 月 21 日（水）
- b. 通知方法 : 説明を求めた応募希望者に対して書面により説明を行う。

(3) 現場確認

1) 現場確認及び参考資料の閲覧

現場確認及び参考資料の閲覧を希望する参加資格者は、様式 7 号により令和 7 年 5 月 23 日（金）の 16 時までにメールにより申込みをした上、現場確認の際に様式第 7 号を提出すること。また、申込み後に電話にてメール受信の確認を行うこと。

- a. 閲覧期間 : 令和 7 年 5 月 27 日（火）～令和 7 年 5 月 28 日（水）
- b. 閲覧時間 : 9 時～16 時（ただし、12 時から 13 時除く）
- c. 閲覧場所 : 屋久島町クリーンサポートセンター
- d. 閲覧資料 : ○施設設置届出書
○生活環境影響調査報告書

○取扱説明書（リサイクル施設）

○単体機器試験成績書

○機器リスト

○運転管理データ

○焼却施設建設工事発注仕様書

- e. 留意事項 : ○閲覧は、午前または午後の 3 時間を 1 単位とし、2 単位（同一日）までとする。
- 申込みの状況によっては、発注者が日程調整を行うことがある。
- 閲覧に供する参考資料の貸出は行わない。
- 閲覧における資料の写真撮影は可とするが、担当課の承諾を必要とする。
- 複数の企業による資料閲覧を希望する場合は、代表企業が様式 7 号により申し込むこと。
- 参考資料の閲覧への参加者は 5 名以内とする。閲覧時には、参加者の所属企業が確認できる身分証明書等を参加者各自が持参すること。
- 閲覧の際に、様式 7 号の提出がない場合には、閲覧資料の閲覧は行わせない。
- 閲覧希望事業者が多数の場合日程を再調整する可能性がある。

(4) 要求水準書及び現場、提案書に関する質疑受付（2 回目）

1) 要求水準書及び現場、提案書に関する質疑受付

要求水準書及び現場、提案書、その他本業務に関する質問を受け付ける。

- a. 受付期間 : 令和 7 年 5 月 29 日（木）～令和 7 年 5 月 30 日（金）（第 2 回）
- b. 受付時間 : 9 時～16 時（ただし、12 時から 13 時除く）
- c. 提出先 : 屋久島町 生活環境課 廃棄物対策係
- d. 質疑方法 : 電子メール（送信後電話にて受信確認を行うこと。）
- 提出にあたって使用するソフトは、「Excel」（Windows 版）とする。
- e. 様 式 : 質疑書（様式 8 号）

2) 要求水準書及び現場、提案書に関する質疑回答

- a. 回答日 : 令和 7 年 6 月 10 日（火）（第 2 回）
- b. 回答方法 : 全参加資格者に対してメールにて回答する。

(5) 審査書類提出書（提案図書、見積書）の提出

参加資格者は、受付日に審査書類提出書を提出すること。

1) 審査書類提出書の提出

- a. 受付日 : 令和7年7月10日(木)まで随時
- b. 受付時間 : 9時～16時(ただし、12時から13時除く)
- c. 提出先 : 屋久島町 生活環境課 廃棄物対策係
- d. 提出方法 : 持参または郵送(令和7年7月10日16時必着)
- e. 様式 : 提案図書提出書

次の書類を提出すること。

○業務提案書提出届(様式9号)

○業務提案書 指定様式 (様式10号)

【記載事項】

- 業務実施計画
- 業務実施体制
- コンプライアンスについて
- 災害等緊急時危機管理体制
- 地元貢献について
- その他業務委託に係る提案

【注意事項】

- 提案図書等は、別紙に基づき作成し、用紙のサイズについても、A4版にて統一すること。
- 本文は横書きとし、文字サイズは10.5ポイント以上を用いること。ただし、図表に用いる文字はその限りではない。
- 提出部数については審査書類提出書については1部、提案図書等は正本1部、副本10部を提出すること。また、その他に提案図書等を電子データとしてCD-ROMにより1部提出すること。(指定の様式のあるもの、説明文章等については「Microsoft Word、Excel」(Windows版)とし、図面等についてはPDF形式とする。)なお、副本においては、企業名やロゴマーク等、応募希望者を特定できる表現は行わないものとし、参加資格審査結果の通知に記載されている提案書提出番号を記入すること。

2) 見積書の提出

参加資格者は、見積書を提出する。

- a. 提出日 : 令和7年7月10日(木)まで随時
- b. 時間 : 9時～16時(ただし、12時から13時除く)
- c. 提出場所 : 屋久島町 生活環境課 廃棄物対策係
- d. 様式 : 見積書(様式11号)

内訳書（様式 1 2 号）

○見積書（様式 1 1 号）、内訳書を作成し、封筒に入れた上、当該封筒に入れた参加資格者の名称並びに業務名を記入し、発注者の指示するところにより提出すること。

(6) プロポーザル

1) 基礎審査

提出された審査書類提出書について、次のとおり基礎審査を行う。

- a. 書類の不備がないか
- b. 不整合がないか
- c. 要求水準書を満たしているか
- d. その他

2) 技術ヒアリング

基礎審査の結果、最終審査の対象となった参加資格者（以下「最終審査対象者」という）に対して、提案内容をより理解するため、業務提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリングを次のとおり行う。なお、業務提案者が 5 者以上の場合は、業務提案書の審査を事前に行い、審査会において選定された者についてのみヒアリング等を行う。また、最終審査対象者が 1 者の場合もヒアリング等を行うものとする。

- a. 実施日 : 令和 7 年 7 月下旬 予定（対象者には事前に通知を行う）
- b. 実施方法 : 実施方法は次の通りとする。

○1 者ずつの呼び込み方式とし、1 者の持ち時間は説明 20 分、質疑 15 分の計 35 分とする

○業務提案追加資料の配付は禁止するが、提出された業務提案書と同一の図案や写真を用いた説明用資料等の使用は可能とする。

○プレゼンテーション及びヒアリングの説明者は、補助者を含めて 5 名までとする。

○理由なく欠席をした場合は、業務提案書の審査、評価及び特定から除外する。

○プレゼンテーション及びヒアリングは非公開とする。

○プレゼンテーションに際し、パソコン、プロジェクター等の機材の使用は妨げないが、投影内容は提案した業務提案書の内容のみとし、これらの機材を使用する場合は、事前に担当課と調整を行うこと。

※機材に関しては、机、椅子、電源、プロジェクター及びスクリーンは本町が用意する。その他、パソコン等必要な機器は業務提案者が準備すること。

3) プロポーザルの実施

評価点の最も高い最終審査対象者を受託候補者とする。

- a. 審査期間 : 令和7年7月下旬 予定
- b. 審査方法 : 受託候補者特定基準書に示す評価基準

4) プロポーザル結果の通知、公表及び受託候補者の特定、公表

- a. 通知日 : 令和7年7月下旬 予定
- b. 通知方法 : 全最終審査対象者に対して書面により結果を通知する。

5) プロポーザル結果に関する説明要求受付

プロポーザル結果についての説明を求める場合は、次に示すとおり書類を提出すること。

- a. 受付期間 : 令和7年7月下旬 予定
- b. 送付先 : 屋久島町 生活環境課 廃棄物対策係
- c. 提出方法 : 電子メール（送信後電話にて受信確認を行うこと。）
- d. 様式 : 任意様式

6) プロポーザル結果に関する説明要求への回答

- a. 回答日 : 令和7年7月下旬 予定
- b. 通知方法 : 説明を求めた最終審査対象者に対して書面により説明を行う。

(7) 契約の締結

発注者と受託候補者は「本業務」に係る契約を締結する。

(8) その他

1) 参加の辞退

応募希望者、参加資格者、最終審査対象者は、ヒアリングまでに参加を辞退することができる。この場合には、次のとおり手続きを行うものとする。

- a. 受付期間 : 技術ヒアリングまで随時
- b. 受付時間 : 9時～16時（ただし、12時から13時除く）
- c. 送付先 : 屋久島町 生活環境課 廃棄物対策係
- d. 提出方法 : 電子メール（送信後電話にて受信確認を行うこと。）にて連絡後持参または郵送
- e. 様式 : 応募辞退届（様式13号）

第 10 節 応募に関する留意事項

(1) 審査説明書等の承諾

応募希望者は、審査書類提出書の提出をもって、審査説明書類の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 費用負担

応募から契約締結に係る費用は、すべて応募希望者の負担とする。

(3) 事業費限度額

事業費限度額 577,142,280円（消費税及び地方消費税を含む）

(4) 前払金

前金払い金の適用なし。

支払いについては各月ごとの支払いとする。

(5) 契約の保証

契約保証金は、請負金額の10分の1以上を納付する。ただし、有価証券等の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(6) 著作権

参加資格者から審査説明書類に基づき提出される書類の著作権は、当該参加資格者に帰属するものとする。

(7) 特許権等

審査説明書類に基づき提出される書類に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った参加資格者が負うものとする。

(8) 提出書類の取り扱い等

- a. 同一の参加資格者が複数の提案を行うことはできないものとする。
- b. 原則として提出書類の変更及び返却はできないものとする。
- c. 提出された書類は、本業務の受託候補者特定以外の目的には使用しないものとする。

(9) その他

審査説明書類に定めるもののほか、審査にあたって必要な事項が生じた場合は、応募希望者に通知するものとする。

第 11 節 業務条件

(1) 業務計画に関する条件

1) 施設・設備等の使用

受注者は、本業務を実施する範囲において必要な施設・設備等は無償で 사용할ことができる。

2) 発注者が支払う委託料

消費税及び地方消費税の変更等については、関係法令等に従うものとする。

3) リスク管理の方針

① リスク分担

予想されるリスク及び発注者と受注者との責任分担は、原則として別表 1 に定めるとおりとし、詳細は委託契約書（案）で定める。

4) 保険

① 発注者は、災害等に備えて、本施設の災害等による損害を担保する目的で、財団法人全国自治協会「建物災害共済」に加入する。

② 受注者の帰責事由によって損害が生じた場合には、発注者は受注者に対して損害賠償請求権を有する。ただし、受注者が担保する保険金により補填された部分は損害額から控除されるものとする。

③ 受注者は第三者賠償保険等の必要な保険に加入するものとする。

5) 雇用への配慮

雇用にあたっては屋久島町内からの採用と育成に配慮すること。また、関係法令等に基づく雇用基準等を遵守すること。

6) 地域への配慮

受注者は、屋久島町内業者の下請採用及び物品調達等に努めること。また、地域住民及び地域環境に配慮すること。

7) 業務の委託

受注者は、業務の全部もしくは一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならな

い。ただし、受注者があらかじめ書面により、業務の一部について第三者に委託し、または請け負わせることについて発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。

8) 業務準備期間における費用負担

業務準備期間に必要な費用は、すべて受注者の負担とする。

(2) 業務の継続が困難となった場合の措置

1) 受注者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

- ① 受注者の提供するサービスが、契約書（案）で定める受注者の責めに帰すべき事由により債務不履行またはその懸念が生じた場合、受注者は発注者に即座に申告を行う。発注者は、受注者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。受注者が当該期間内に改善することができなかったときは、発注者は、委託契約を解除することができる。
- ② 受注者が倒産し、または受注者の財務状況が著しく悪化し、その結果、契約書（案）に基づく業務の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、発注者は業務契約を解除することができる。
- ③ 前2号の規定により発注者が業務契約を解除した場合、受注者は、発注者に生じた損害を賠償しなければならない。

2) 発注者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

- ① 発注者の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により業務の継続が困難となった場合、受注者は業務契約を解除することができる。
- ② 前号の規定により受注者が業務契約を解除した場合、発注者は、受注者に生じた損害を賠償する。

3) 当事者の責めに帰すことのできない事由により業務の継続が困難となった場合

不可抗力その他発注者または受注者の責めに帰すことのできない事由により業務の継続が困難となった場合、発注者及び受注者は業務継続の可否について協議する。なお、一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面によるその旨の通知をすることにより、発注者及び受注者は業務契約を解除することができる。

4) その他

その他、業務の継続が困難となった場合の措置の詳細は、契約書（案）に定める。

(3) 発注者による本業務の実施状況の監視

1) 財務状況

発注者は、必要に応じて、受注者に対し随時財務状況の報告を求めることができる。

2) 業務実施状況

発注者は、受注者が提出する運転日誌、日報、月報及び年報等により、受注者の業務実施状況を監視する。また、発注者は、施設の運営管理業務の状況把握を目的として、随時、書面及び現地調査等により受注者の業務実施状況の確認を行う。

3) 業務の是正勧告

発注者は、受注者が要求水準書及び委託契約書（案）に定める要求事項を満足していないことが判明した場合、受注者に対し是正勧告を行い、一定期間内に改善策の提出及び実施を求めることができる。

発注者は、受注者に是正勧告を行い、一定期間内に改善策の提出及び実施がなされない場合、受注者に支払う業務委託料を減額することがある。また、発注者の是正勧告にもかかわらず、受注者が改善策を提出せずまたは改善策を実行しない場合、発注者は自ら改善を行い、その費用を受注者に求償することができる。

業務委託料の減額方法については、契約書に定める。

第 12 節 提案書類の審査

(1) 審査方法

1) 提案書類の審査

受託候補者特定基準に従い、選定委員会において参加資格者の提出した提案書類について、評価項目ごとに評価に応じた得点を付与し、得点の合計の最も高い者を受託候補者として選定する。

2) 業務提案書に関するヒアリング

選定委員会は、提案書類の評価・審査を行うにあたり、最終審査対象者に対してヒアリングを行う。なお、ヒアリングは、最終審査対象者の独自のノウハウに関する内容も含むことが想定されることから、非公開で実施する予定である。

3) 受託候補者の特定

① 発注者は、選定委員会の審査結果に基づき、受託候補者を特定する。

② 発注者は、受託候補者に文書で通知を行う。なお、電話等による問い合わせには応じない。

別紙 1

リスク分担とその理由(1/3)

リスク項目	リスクの内容	リスク分担理由	発注者	受注者
委託計画 変更リスク	入札説明書等の不備、事業内容の変更等に関するリスク	発注者が委託計画を策定するため、発注者が管理すべきである。想定される委託計画の変更は、運営委託に含まれていない項目（例えば、焼却施設の維持補修）の追加は発注者判断で行う項目の為、発注者管理とする。	○	
地元調整 リスク	発注者が実施する業務に起因する地元住民対応に関するリスク	受注者よりも発注者のほうが地元住民との調整・交渉を進めやすいと考えられるため、発注者対応とする。但し、運営管理は受注者が行っている為、発注者から要請があった際は受注者の対応も必要である。	○	△
許認可取得 リスク	取得すべき許認可等の遅延リスク	施設を運営していく上で必要となる許認可。施設運営をしていく上で取得しなければならない技術者の資格等。技術者の資格配置も含めて委託を行う為、受注者管理とする。但し、施設設置等の関係官公署関係によるものは発注者管理とする。	○	○
施設性能 リスク	施設が契約に規定する仕様及び性能の達成に不適合となった場合のリスク	受注者への運営引渡し時の施設性能保証は発注者管理とする。	○	
運転・保守 リスク	施設の運転・保守に起因するリスク	他施設におけるノウハウを生かして、処理の停滞防止や、停滞からの早期再開が可能な受注者管理とする。		○
設備更新 リスク	施設の設定備更新に起因するリスク	施設の損傷の未然防止、予防保全を行い、設備の更新を発注者が行うことから、発注者管理とする。	○	
ごみ量変動 リスク	計画処理量が契約で規定した範囲を著しく逸脱した場合のリスク（但し、災害等及び不測の事態の場合は除く）	業務発注時に計画処理量の提示を行う。処理する計画処理量に応じて受注者は使用する薬品の量等を定めて金額を出す為、契約範囲を著しく逸脱した場合は発注者リスクとなる。	○	
ごみ質変動 リスク	ごみ質が契約で規定した範囲を著しく逸脱した場合のリスク	計画処理量の変動と同様に、業務発注時にごみ質の提示を行う。処理するごみ質の変動に応じて受注者は使用する薬品の量等を定めて金額を出す為、契約範囲を著しく逸脱した場合は発注者リスクとなる。	○	
行政リスク	政策方針の変更による操業停止リスク	業務開始後の政策方針の変更に伴う、操業中止やコストの増大は予測困難な為、発注者が管理する。	○	
法令変更 リスク	本事業に関係する法令・許認可等の変更に関するリスク	法令、条例等の変化については、社会情勢により変化し予測困難な為、受注者管理が難しく、発注者管理とする。	○	

別紙2

リスク分担とその理由(2/3)

リスク項目	リスクの内容	リスク分担理由	発注者	受注者
税制変更 リスク	受注者の利益に課せられる税制度の変更に関するリスク(例:法人税等の変更)	受注者の利益に課せられる税制度の変更(法人税率等)、また、受注者の利益に課せられる新税については、受注者管理とする。		○
	上記以外の税制度の変更、新税の創設に伴うリスク	本業務に直接関係する税制(消費税等)また、本業務に直接関係する新税の設立については、受注者が過度なリスクを見込む為、発注者管理とする。	○	
環境リスク	受注者の業務に起因する有害物質の排出、騒音、振動等の周辺環境の悪化及び法令上の規制基準及び計画不適合に関するリスク	環境汚染防止技術等のノウハウを受注者が有する為、受注者管理とする。		○
事業破綻 リスク	事業者の財務に関するリスク	委託期間中の受注者の事業破綻については、受注者管理とする。		○
不可抗力 リスク	天災・暴動等の不可抗力によるリスク	天災や第三者による事故等については予測困難な為、発注者管理とする。但し、一定の範囲内での損傷については受注者管理とする。	○	△
利用者の 事故リスク	受注者が実施する業務に起因して発生する事故等に対する賠償リスク	利用者と直接的に接する機会が多くある、計量、受入れ業務は受注者管理の為、利用者の事故のリスクについては受注者管理とする。		○
計画変更 リスク	計画変更によるリスク	発注者事由による計画変更(収集体制、処理計画)は発注者にて作成される為、発注者管理とする。	○	
事故リスク	事故・火災等による修復等に係るリスク	ノウハウを生かした事故防止マニュアルの作成等により事故を未然に防止することが可能であると考えられるため、受注者管理とする。		○
物価変動 リスク	物価変動(インフレ、デフレ)にともなうリスク	インフレ/デフレ(物価変動)が一定の範囲内である場合は受注者リスクとなる為、受注者管理とする。		○
		インフレ/デフレ(物価変動)が一定の範囲外である場合は発注者リスクとなる為、発注者管理とする。	○	
金利変動 リスク	金利変動による経費増減のリスク	業務開始前の初期投資に係る運営資金の調達に係るコストの増大については、発注者管理とする。	○	
		業務開始後の資金調達に関する金利の変更については、委託業務費が決定している為、受注者管理とする。		○

別紙2

リスク分担とその理由 (3/3)

リスク項目	リスクの内容	リスク分担理由	発注者	受注者
第三者賠償リスク	受注者が実施する業務に起因して発生する事故等に対する賠償リスク	委託期間中の第三者への賠償、周辺住民等への損害については受注者が管理することが望ましい。よって、受注者管理とする。但し、明らかに受注者の責によるものでない場合は、発注者管理とする。	○	○
施設の健全性リスク	施設の引渡し時における要求性能確保に関するリスク	履行期間終了時において要求される性能の確保されていないと認められる。その為、受注者管理とする。		○
施設の破損・運転停止に関するリスク	受注事業者の事由による事故や火災のリスク	受注者に対して、運営委託や補修工事の委託を行うため、オペレーションミスや整備不備による事故・火災等が発生した場合の修復、運転停止に伴うリスクは受注者管理とする。		○
	第三者による施設破損のリスク	受入廃棄物に処理不適物が混入していた場合の施設の破損や運転停止については、発見が困難となる為、発注者管理とする。	○	△

○リスクを負担する

△リスクの一部を負担する